令和８年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール公募要領

第１　総則

令和８年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールに係る公募の実施については、この要領に定めるところによる。

第２　趣旨

農林水産省では、農業の持続的な発展に向けて、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組であるＧＡＰを推進しているところである。

また、令和３年５月、農林水産省では、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定したところであり、持続的な農業生産にも資するＧＡＰの導入の推進等を目指すこととしている。

さらに、令和４年３月、国際水準ＧＡＰの取組拡大を図ることで我が国の農業の競争力強化と持続的な発展につなげることを目指して「我が国における国際水準ＧＡＰの推進方策」を策定し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の５分野を満たす「国際水準ＧＡＰガイドライン」を策定した。

これらの情勢を踏まえ、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰する「令和８年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」の公募を行うものである。

第３　表彰点数

農林水産大臣賞

ＧＡＰ部門　　１点以内

農産局長賞、畜産局長賞

ＧＡＰ部門　３点以内

個別経営の部、団体の部、人材育成の部、実需の部

第４　表彰対象者

ＧＡＰ部門

以下の①又は②に該当する者。

①　第三者認証を備えたＧＡＰ（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP をいう。以下同じ。）を取得、又は「国際水準ＧＡＰガイドライン」（令和４年３月８日策定）に基づく国際水準ＧＡＰ（以下「国際水準ＧＡＰガイドラインの準拠確認を得たＧＡＰ等」という。）を実施し、かつ、継続的な国際水準ＧＡＰの取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保等について顕著な成果を上げている農業者、農業団体、自治体、教育機関等。

②　第三者認証を備えたＧＡＰを取得、又は国際水準ＧＡＰガイドラインの準拠

確認を得たＧＡＰ等を実践している農場の農畜産物（以下「ＧＡＰ農畜産物」という。）の消費拡大や普及推進に取り組み、顕著な成果を上げている流通・加工業者、自治体等。

第５　応募

コンクールに応募しようとする者（自薦・他薦を問わない。）は、応募用紙に必要事項を記入し、各都道府県担当部署又は農林水産省農産局農業環境対策課（以下「農業環境対策課」という。）に原則として当初の公募は令和８年９月11日までに、追加公募は同年10月20日までに提出する。なお、農業環境対策課に直接応募する場合は、当初の公募は同年９月28日まで、追加公募は同年10月30日まで受け付けるものとする。

農業環境対策課に直接提出のあった事例について、農業環境対策課は、当該提出をした者の居住する都道府県に当該事例の情報を伝えるものとする。また、複数の都道府県にまたがる取組の場合は農業環境対策課に相談するものとする。

第６　都道府県等の推薦

都道府県担当部署は、提出のあった事例について、必要に応じて現地調査や市町村からの意見聴取を実施した後、推薦調書を添付した上で、北海道にあっては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課、その他の都府県にあっては農林水産省地方農政局生産部環境・技術課に当初の公募は令和８年９月 18 日までに、追加公募は同年 10 月 28 日までに提出するものとする。また、農業環境対策課に応募書類を直接提出する場合は、専門性を有する第三者が作成した推薦調書を添付するものとし、当初の公募は同年９月 28 日まで、追加公募は同年 10 月 30 日までに提出するものとする。

なお、推薦調書は、必要に応じて市町村が作成することができるものとする。

第７　選賞審査及び決定

ＧＡＰに関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置し、別紙の審査項目による書類審査を行う。

また、審査委員会議事は、原則非公開とするが、審査委員会での委員の指摘を都道府県に応募した者に対しては都道府県担当部署を通じて、農業環境対策課に直接応募した者に対しては農業環境対策課を通じて伝えるものとする。なお、農業環境対策課に直接応募した者に係る審査委員会での委員の指摘は、当該応募をした者の居住する都道府県にも伝えるものとする。

受賞者決定については、農林水産省のホームページで公表するものとし、表彰式の開催等の詳細については、都道府県を通じて受賞者に連絡するものとする。

第８　個人情報の取扱い

応募用紙に記載された個人情報は、本審査の用途以外には使用しない。

第９　その他

応募者には、応募後の広報等に御協力を依頼することがある。

別紙

未来につながる持続可能な農業推進コンクール審査項目（ＧＡＰ部門）

（１）生産

各部に共通する審査項目

審査項目	審査基準
生産工程管理の改善に向けた継続的な取組	・農薬の適正な保管・利用や異物混入防止など食品安全の取組 ・環境負荷に係るリスク管理やＩＰＭの実施など環境保全の取組 ・機械・設備の点検・整備や農業内の整理整頓、清掃など労働安全の取組 ・労働者への労働条件の提示と遵守や技能実習生等の受入に係る環境整備など人権保護の取組 ・農場ルールの策定や記録の作成・保存など農場経営管理の取組 など、５分野の中で特筆すべき取組や国際水準ＧＡＰの継続に向けた負担軽減の取組の内容と実績。
生産効率性の向上に向けた取組とその効果	国際水準ＧＡＰの取組を通じて ・作業の効率化 ・資材・労働時間の削減 など、生産効率性が向上した取組の内容と実績。
経営の改善に向けた取組とその効果	国際水準ＧＡＰの取組を通じて ・実需者との連携による取引の拡大 ・労働条件や労働環境の改善 ・従業員の意識向上 など、経営が改善した取組の内容と実績。
地域の内外への波及に向けた取組	・消費者や流通関係者等への啓発 ・関係者との交流を通じたネットワークの構築 など、地域の内外への国際水準ＧＡＰの波及につながる取組の内容と実績。

※　人材育成の部については、以下の項目についても審査を行う。

審査項目	審査基準
教育機関における人材育成活動	・独創的な国際水準ＧＡＰの教育カリキュラムの策定 ・国際水準ＧＡＰの教育の充実

	などの次代の農業者やＧＡＰ指導者等の人材育成のために工夫した取組の内容と実績。
教育機関における地域の牽引役としての貢献	・地域の農業者等を対象とした国際水準ＧＡＰに関する教育・研修の実施 ・ＧＡＰ認証審査の公開 などの国際水準ＧＡＰの普及に関して地域を牽引する役割を果たす取組の内容と実績。

（２）実需

各部に共通する審査項目

審査項目	審査基準
ＧＡＰ農畜産物の取扱拡大に向けた取組	・ＧＡＰ農畜産物の取扱基準 ・ＧＡＰ農畜産物を取り扱うにあたっての従業員の意識向上 など、ＧＡＰ農畜産物の取扱拡大に向けた取組の内容と実績。
ＧＡＰ農畜産物の販売拡大に向けた取組	・ＧＡＰ農畜産物を用いた商品開発 ・取扱店でのＰＲ方法や自社のＨＰでの広報 など、ＧＡＰ農畜産物の販売拡大に向けた取組の内容と実績。
生産者への普及推進の取組	・ＧＡＰへの取組提案 ・生産者にＧＡＰの取組を継続させる工夫 など、生産者へのＧＡＰの普及推進に向けた取組の内容と実績。
地域の内外への波及に向けた取組やＳＤＧｓ等への対応に関する取組	・消費者や流通関係者等への啓発 ・関係者との交流を通じたネットワークの構築 ・ＳＤＧｓやＥＳＧに係る課題解決に向けたＧＡＰの活用 など、地域の内外への波及に向けた取組やＳＤＧｓ、ＥＳＧ等への対応に関する取組の内容と実績。